

高浜町告示第80号

高浜町 JR 小浜線学生団体等利用補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年4月1日

高 浜 町 長 野 瀬 豊

高浜町 JR 小浜線学生団体等利用補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高浜町内の保育所や認定こども園、小中学校が、遠足などの学校行事でJR小浜線を利用した場合に、JR小浜線区間の運賃を助成することで、JR小浜線の利用促進と町の活性化を図ることを目的とする。

(対象団体)

第2条 補助金交付の対象団体は、高浜町に住所を有する保育所や認定こども園、小中学校とする。

(助成内容)

第3条 保育所や認定こども園、小中学校に通う園児、児童、学生(随行者含む)が遠足などの学校行事で利用したJR小浜線区間の支払額(団体割引後)を助成対象とし、その全額を助成する。

(交付申請)

第4条 補助金を申請しようとする団体(以下「申請団体」という。)は、JR若狭和田駅、若しくは若狭高浜駅で乗車券を購入し、高浜町JR小浜線学生団体等利用補助金交付申請書兼請求書(別紙様式)(以下「申請書」という。)に必要書類を添付し、町長に申請しなければならない。
2 申請は、購入した日の属する年度内に行わなければならない。

(補助金の支払)

第5条 町長は、前条による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、申請団体の指定する金融機関に口座振替により補助金を交付するものとする。
2 町長は、申請書については受理した月の翌月の末日までに支払うものとする。

(補助金の返還等)

第6条 町長は、申請に虚偽または不正があったときは、申請団体に対し補助金の交付を取り消し、既に当該補助金を交付したのものについては、その全部を返還させるものとする。
2 前項の規定により返還を命じられた者は、直ちに補助金を返還しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。
